

○今後提供するサービス水準について、これまでの懇談会での意見や利用者向けアンケート調査結果、子どもの家連合会(役員会、7ブロック会議)での意見を踏まえて、サービス水準のあり方について論点を整理したもの

主要なサービス 中項目小項目	現在の子どもの家等のサービス水準 →参考1「子どもの家等事業のサービスの状況」参照	就学前に受けていたサービス水準 (保育園)	意見を伺いたいサービス水準	効果等
開設 時間	<p>○「基本開設時間」はすべての子どもの家等が開設している。 ○一方で、延長時間は、各子どもの家等が実施を判断することになっている。(ただし、18時から19時は別料金とする。)</p> <p>【基本開設時間】 ・平日 :13時～18時 ・土曜日 : 9時～17時 ・学校休業時: 9時～17時</p> <p>【延長時間】 (実施状況) ・平日 :18時～19時(57/66クラブが実施) ・土曜日 : 8時～ 9時(45/66クラブが実施) 17時～18時(30/66クラブが実施) ・学校休業時: 8時～ 9時(65/66クラブが実施) 17時～18時(66/66クラブが実施) 18時～19時(57/66クラブが実施)</p> <p>➡延長開設については、各子どもの家等が必要性を判断し実施することになっているため、保護者のニーズに対応できていない子どもの家等がある。</p>	<p>○一部を除きすべての保育園で、7時から19時まで開設している。</p> <p>【開設時間】 ・保育標準時間:7時～18時 ・延長保育時間:18時～19時 (18時から19時は別料金)</p> <p>➡保育園は、7時から19時まで利用できたが、19時まで開所していない子どもの家等を利用する場合、保育園と子どもの家等の間でサービスに差が生じている。</p>	<p>○全市で一律の開設時間 ○保育園の開設時間と同様の開設時間。ただし、朝の開設時間については7時30分(保育園は7時から開所) (ただし、18時から19時は別料金とする。)</p> <p>【開設時間】 ・平日 :放課後 ～19時 ・土曜日 :7時30分～19時 ・学校休業時:7時30分～19時</p> <p>【7時30分から開設の理由】 ・父親と母親それぞれの始業時刻に通勤時間を加えた時間のうち、遅い方の時間は、17%が8時より前の時間となっており、子どもの集団登校の集合時間(7時30分頃)に合わせて就業していることが多いこと ・現在の子どもの家等の開設時間の実態が、7時30分からの開設が最も早い時間であること</p> <p>【19時まで開設の理由】 ・父親と母親それぞれの終業時刻に通勤時間を加えた時間のうち、早い方の時間は、15%が18時を超える時間となっており、現在の延長開設時間(18時～19時)の利用が必須となっていること。 ・現在の子どもの家等の開設時間の実態が19時まで開設が最も遅い時間であること</p>	<p>○利用者ニーズ [平日終了時刻] 19時まで開設することにより、およそ97%の利用者ニーズを満たすことができる。 [土曜、休業時の開始時刻] 7時30分から開設することにより、およそ96%の利用者ニーズを満たすことができる。</p> <p>○全国水準 [平日終了時刻] およそ70%の自治体と同等の水準を確保することができる。 [土曜、休業時の開始時刻] およそ70%の自治体と同等の水準を確保することができる。</p>
開設 日	<p>○土曜日開設について、各子どもの家等が必要性を判断し実施することになっている。(土曜日午後まで開設しているクラブ:47/66クラブ) ○また、「夏期休業期間の月曜日から土曜日のうち6日間」を本市実施要綱で休業日としており、多くの子どもの家等では、同期間中を休業日としている。</p> <p>【実施要綱に規定する事業の休業日】 ・日曜日 ・祝日 ・12月29日～1月3日 ・学校夏期休業期間の月曜日から土曜日までのうち6日間 ※土曜日午後 =各子どもの家等がニーズを把握し、実施の是非を判断</p> <p>➡土曜日開設については、各子どもの家等が必要性を判断し実施することになっているため、保護者のニーズに対応できている子どもの家等とできていない子どもの家等があり、希望しても利用できない児童がおり、地域間で差が生じている。</p>	<p>○定められた休業日以外は、「夏期休業期間の6日間」や土曜日も含めすべて開設日としている。</p> <p>【休業日】 ・日曜日 ・祝日 ・12月29日～1月3日</p> <p>➡これらの日に開所していない子どもの家等を利用する場合、保育園と子どもの家等の間でサービスに差が生じている。</p>	<p>○全市で一律の開設日 ○保育園の開設日と同様の開設日 (子どもの家ごとに開設を判断していた土曜日を、すべての子どもの家等で開設日) (本市要綱で定めていた「学校夏期休業期間の月曜日から土曜日のうち6日間」の休業を廃止)</p> <p>【休業日】 ・日曜日 ・祝日 ・12月29日～1月3日</p> <p>【土曜日開設の理由】 ・父親と母親それぞれの土曜日の就労状況のうち、両親とも就労する世帯は22%となっており、土曜日の利用が必須となっていること。 ・現在の子どもの家等の土曜日開設の実態が、56クラブ(全66クラブ)ではほぼ毎週土曜日を開設日としていること</p> <p>【夏期休業期間の6日間休業を廃止の理由】 ・サービス業に従事する家庭では、同期間中も両親とも就労する世帯が存在し、同期間中の利用が必須となっていること。(アンケートの自由記載欄で17件の意見) ・就学前の保育園で同期間を利用できていたこと</p>	<p>○利用者ニーズ [土曜日開設] 土曜日を開設することにより、土曜日に両親とも就労している世帯(22%)のニーズを満たすことができる。 [夏期休業の6日間] サービス業に従事する家庭(少なくとも自由記載欄の17件)のニーズを満たすことができる。</p> <p>○全国水準 [土曜日開設] ・土曜日を、全市で一律に開設とすることにより、中核市33/44市と同等の水準を確保することができる。</p> <p>[夏期休業の6日間] ・夏期休業の6日間を、全市で一律に開設とすることにより、中核市31/44市と同等の水準を確保することができる。</p>

主要なサービス 中項目小項目	現在の子どもの家等のサービス水準 →参考1「子どもの家等事業のサービスの状況」参照	就学前に受けていたサービス水準 (保育園)	意見を伺いたいサービス水準	効果 等
入所基準	<p>○各子どもの家等により異なる運営の状況や指導員の配置状況に応じて、高学年児童の利用の可否や利用頻度が少ない場合の利用の可否、長期休暇期間中のみの利用の可否など、各子どもの家等が入所判断を行っている。</p> <p>※対象児童に関する規定は、児童福祉法に「保護者が労働等により昼間家庭にいない児童」と規定しているのみであり、それ以外に対象児童に係る判断基準になる規定等はない。</p> <p>→各子どもの家等が独自に入所判断を行うことになっているため、家庭環境や就労状況が同じでも、各子どもの家等により、入所の判断が異なる場合があり、地域間で差が生じている。</p>	<p>○市が定める基準により、保護者の就労や子どもの状況を点数化し、保育の必要性が高い世帯から利用調整を行い、選考している。</p> <p>【主な基準指数項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間では、1か月120時間の就労を常態としていること ・保育短時間では、1か月64時間以上の就労を常態としていること ・虐待やDVの恐れがある場合 ・疾病、負傷、精神もしくは身体に障がいや有していること ・同居の親族を常時介護、看護していること ・求職活動をしていること <p>→保育園は利用できたが、通学する学区により判断基準が異なるため、子どもの家等は利用できない児童がおり、保育園と子どもの家等間でサービスに差が生じている。</p>	<p>○放課後等の時間に家庭での保育ができないすべての児童を対象（子どもの家等の利用が必要な児童が確実に利用できるよう、利用日数の多少や長期休暇期間中のみの利用に関わらず利用できる。）</p> <p>【入所基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労等により、放課後や長期休業期間等に保護者が家庭での保育ができない児童 <p>※就労等には、保育園と同様に、就労以外に下記も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待やDVの恐れがある場合 ・疾病、負傷、精神もしくは身体に障がいを有していること ・同居の親族を常時介護、看護していること ・求職活動をしていること など 	<p>○利用者ニーズ 入所基準を明確に示すことにより、利用が必要な保護者のニーズを満たすことができる</p> <p>○全国水準 【参考】 「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項」(H28. 9.20通知) :優先利用の基本的な考え方について、対象として考えられる事項を例示 ⇒・虐待やDVの恐れがある場合 ・疾病、負傷、精神、身体に障がい ・親族の介護、看護していること ・求職活動をしていること ・ひとり親世帯 など</p>
保護者負担金	<p>○各子どもの家等が利用児童数や指導員賃金単価などを基に、必要な経費を考慮しながら、保護者負担金の金額を設定することになっている。</p> <p>○また、18時以降の延長時間に係る保護者負担金も、各子どもの家等が、月額、日額による徴収や1時間、30分、15分などの単位で、実情に応じた金額を設定している。(応益負担)</p> <p>○なお、平成29年度から、すべての子どもの家等において、年収約360万円未満世帯などの生活困窮世帯(生活保護受給世帯、就学援助対象世帯)については、上限5,000円/月を助成する保護者負担金助成制度による応益負担を導入している。</p> <p>【保護者負担金】(おやつ代を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高額:10,000円 ・最低額:5,500円 ・平均額:7,782円(年会費等を含む月当たりの金額) <p>→各子どもの家等が独自に金額設定を行っているため、受けるサービスが同等でも、支払う保護者負担金が異なり、地域間で差が生じている。</p>	<p>○市が定める基準に基づき、市民税所得割課税額により保育料を算定している。</p> <p>【階層】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯所得に応じた0円～27,000円までの16階層の応益負担 <p>→保育園は応益負担の考え方に基づく保育料で利用できたが、利用する子どもの家等によって金額に差があることから、増減が生じている。</p>	<p>○全市で一律の金額 ○保護者負担金助成制度による2階層の応益負担の仕組みを継続</p> <p>○その他、意見を伺いたい事項 ⇒延長時間利用に係る保護者負担金の設定について、現在、応益負担となっていること</p>	<p>○利用者ニーズ 保護者の46%が「サービスが拡充するならば、ある程度なら保護者負担金を増額してもよい」と回答している。 また、保護者負担金が低廉なクラブの保護者ほど、増額してもよいと回答しており、月額7,000円以下のクラブでは、増額しても良いと回答した割合が高く、月額7,000円を超えるクラブでは、現状維持が良いと回答した割合が高くなっている。</p> <p>○全国水準 中核市平均:9,146円 ※公設公営、公設民営方式で保護者負担金とおやつ代が統一されている中核市17市の平均額</p>